

自衛消防組織設置（変更）届出書

一定規模以上の大規模な防火対象物において、管理について権原を有する者（以下「管理権原者」とする。）は、自衛消防組織を設置しなければなりません。また、自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物に、管理権原者の異なる事業所が複数ある場合は、共同して自衛消防組織を設置します。

自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物の管理権原者は、自衛消防組織を設置または変更した場合に、遅滞なく届出する必要があります。

自衛消防組織の設置が義務となる防火対象物

- 防火対象物の用途が、1～4項、5項イ、6～12項、13項イ、15項、17項のうち、次の規模のいずれかに該当するもの。（※）
 - 階数が11以上で、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの
 - 階数が5以上10以下で、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
 - 階数が4以下で、延べ面積が50,000平方メートル以上のもの
 - 防火対象物の用途が、16項の2であって、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- ※ 16項イの防火対象物については、1. に掲げる用途が存する最も高い階数及び1. に掲げる用途の床面積の合計が、1. (1)～(3)のいずれかに該当するもの。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 自衛消防組織設置（変更）届出書
- 自衛消防組織の編成及び自衛消防要員の配置がわかる書類
- 統括管理者の資格を証明する書類

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防

課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

・電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)をご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)をご確認ください。